

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第105号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項、第5項から第10項まで及び第12項中「すべて」を「全て」に改め、同条第13項中「(家庭奉仕員に限る。)」を削り、「のすべて」を「の全て」に、「すべての区役所又は区役所支所の福祉部支援課又は同部支援保護課(以下「支援課等」という。)」を「京北出張所」に改め、同条第14項中「すべて」を「全て」に改め、同条第15項中「すべての」を「全ての福祉介護課及び」に改め、同条第16項の表中「、楽只乳児保育所」、「、養正乳児保育所」及び「及び三条乳児保育所」を削り、「崇仁第一保育所及び崇仁第二保育所」を「崇仁保育所」に改め、「、久世第二保育所」を削り、同条第17項中「すべて」を「全て」に改める。

第2条第13項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「兼職されたものとみなす職員の区分に応じ、当該各号に掲げる事務」を「事務で、当該職員が本来属する福祉介護課以外の福祉介護課及び京北出張所の所管に属するもの」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 児童手当及び子ども手当に関する認定の請求、届出その他の手続の受付に関すること。ただし、本市の職員に係るものを除く。
- (2) 京都市子ども医療費支給条例による医療費に関する申請、届出その他の手続の受付に関すること。
- (3) 高校生等に対する学用品購入等の助成金及び入学支度金に関する申請、届出その他の手続の受付に関すること。

第2条第14項中「。以下この項において同じ」を削り、「他区域を所管する区長の権限」を「当該職員が本来属する保険年金課以外の保険年金課及び京北出張所の所管」に改め、同条第15項を次のように改める。

15 前条第15項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次の各号に掲げる

兼職されたものとみなす職員の区分に応じ、当該各号に掲げる事務に従事させる。

- (1) 福祉介護課の職員 第13項各号に掲げる事務で、福祉介護課の所管に属するものに関する事。
- (2) 保険年金課の職員 国民健康保険の被保険者の他区域(本市の区域のうち、京北出張所の所管区域以外の区域をいう。)から京北出張所の所管区域への住所の変更に係る国民健康保険法施行規則の規定による届出に関する事務で、保険年金課の所管に属するものに関する事。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)